

6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務委託 仕様書

1 業務名

6次産業化推進拠点施設基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）

2 業務目的

本市が進めるアグリサイエンスバレー事業に係る6次産業化の取組は、「地域農業」への更なる波及を目指しており、本市周辺の市況をもとに、消費者ニーズのある生産拡大及び加工品開発を図り、地域農業の発展に寄与することを目的としている。

本業務は、当該目的を達成するために、消費者ニーズのある農産物の加工及び加工品等の開発を行う施設（一次・二次加工施設等）の導入可能性調査及び整備方針の整理を行い、6次産業化推進拠点施設（以下「本施設」という。）の基本計画として策定するものである。

3 業務内容

（1）市場調査・分析

① 6次産業化にかかる市場動向の調査・分析

本市周辺における農商工業及び消費地（海外を含む）までのアクセス性を含む地理的条件を前提に、本市における6次産業化の取組みと連携しうる市場の動向及び地域状況（特に農業動態等）を調査し、分析結果として整理する。

② 6次産業化の類似事例の調査・分析

本市の6次産業化の取組みへの活用に資するものとするため、類似事例を最低3事例提示し、その内容について、共通点及び相違点を含め調査・分析結果を整理する。

（2）事業化計画の検討

① 設置目的とコンセプトの明確化

本市が上位計画等で定める産業振興に係る目的を把握したうえで、当該目的を達成するために必要な設置目的と事業コンセプトを設定する。

② 導入機能の検討・調査

3-（1）における結果を踏まえ、本施設に導入すべき機能について、検討・調査を行い整理する。

③ 施設規模・ゾーニング案の検討及び提案

3-（1）、（2）①、②における結果を踏まえ、当該目的を達成するために必要な施設規模を算出し、併せて適正なゾーニング案を作成する。また併せて、本施設の整備にかかる概算事業費（用地取得費を除く）を算出すること。

④ 整備主体・整備手法の検討及び提案

本施設の整備主体・整備手法について、公設、民設等と幅広く比較検討を行い、当該目的を達成するために、適切な整備主体・整備手法を整理する。また併せて、施設整備の候補地選定に向けて、本施設整備に適した広域交通アクセス等の社会環境などを踏まえた土地の条件や道路、インフラ環境の条件を整理する。

⑤ 管理・運営形態の検討及び提案

本施設の管理・運営形態について、施設の導入機能や規模、人員配置等を踏まえ、適

正な管理・運営形態を整理する。

⑥ 民間活力導入可能性の調査・検討

本事業において想定される整備手法や管理運営手法の整理内容を踏まえ、民間活力導入可能性の調査（関連企業等サウンディング等）・検討を行い、最適な手法・スキーム（指定管理者制度、PFI手法等）を整理する。なお、持続可能性の観点から民間事業者等参入の条件や採算性の視点等も含め検討すること。

⑦ 事業収支計画の立案

本業務（特に3-(2)⑥）の検討内容を踏まえ、本施設の管理・運営に係わる費用を試算し、収支シミュレーション及び施設のランニングコストを整理する。

なお、指定管理者制度の導入検討にあたっては、本業務における検討内容を踏まえ、指定管理料や施設使用料を試算すること。

⑧ 実施手順・工程計画の検討

本業務における検討内容を踏まえ、本施設整備までの実施フロー及び工程計画を整理する。なお、事業実施に向けた検討課題も整理すること。

⑨ 検討会議の支援

庁内検討委員会（4回開催予定）への出席・説明、会議資料・会議録作成等の運営支援を行う。なお、会議の開催数については増減する場合がある。

⑩ その他事業化計画に係わる検討

その他、事業化計画において、本市に見合う検討事項があれば提案（特徴的な取り組み、整備期間の短縮方法など）を行うこと。

(3) 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に遂行するため、受託者は、発注者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。また、打合せ時には打合せ会議録を作成すること。

4 履行期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月17日（月）までとする。

5 提出物

(1) 着手時

- ① 着手届
- ② 主任技術者届，経歴書
- ③ 業務工程表

(2) 完了時

- ① 完了届
- ② 成果品
 - ・ 計画書 A4判 50部（印刷製本）
 - ・ 概要版 A4判 50部（印刷製本）
 - ・ 各種引用データ，集計データ等の成果物
 - ・ 打合せ記録簿
 - ・ 上記成果物に係る原稿ファイル（Word形式等）及びPDFファイル一式をCD-ROM等の電子媒体に記録し納品すること。

※提出された写真，イラスト，グラフ等については，以後，発注者が使用するにあたり，支障のないものとし，視覚的な見やすさや構成に配慮すること。

(3) 納入場所

常総市 産業振興部 農業政策課 アグリサイエンスバレー推進室

6 成果品の検査

受託者は，本仕様書等に定められた業務を行い，成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとする。なお，業務完了後において，受託者の責任に帰すべき理由により成果物の不良箇所が発見された場合は，加除・訂正等の指示に従うものとし，これに要する経費は受託者が負担するものとする。

7 成果品の帰属

本業務における成果から生じる一切の権利はすべて本市に帰属するものとし，本市の許可なく複写，複製又は第三者へ提供してはならない。

本業務による成果物は，画像等の著作権上の権利関係の処理を済ませた上で納入すること。また，それらに関する紛争が生じた場合は，受託者の責任において対応するものとし，本市は責任を負わない。

8 その他

- (1) 受託者は本業務の履行にあたり，関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は，仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- (3) 受託者は，本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い，損害賠償の請求があったときは受託者が一切を処理するものとする。
- (4) 受託者は，業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならないものとする。
- (5) 業務の内容及び方法等に疑義が生じたときは，本市と受託者において協議すること。

9 参考資料等

○じょうそう未来創生プラン後期基本計画

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/shisei/seisaku/comprehensive_plan/joso_future_creation_plan/joso_comprehensive_plan.html

○常総市道の駅基本計画

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/shisei/michinoeki/state_progress/basic_plan_sakutei.html

○常総市都市計画マスタープラン

https://www.city.joso.lg.jp/kurashi_gyousei/shisei/seisaku/city_plan/cityplanning_comprehensive/page002162.html